

# 診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業 実施要綱（案）

## 1. 目的

我が国においては、診療科ごとの医師偏在が依然として存在しており、特に地方では、診療科によっては専門性のある医師が少ない地域が多い傾向がある。一方で、人口減少が進む地域では患者数が限られることや、常勤医師の確保がさらに困難になることも想定されることから、一律に医師を配置することは現実的ではない。こうした状況を改善するために、一部の学会や大学、自治体等ではオンライン診療を含む遠隔医療を活用した取組が行われている。

遠隔医療の適切な実施には、診療領域ごとの特性に応じた対応や、地域のニーズに応えることが必要であることから都道府県等との緊密な連携が求められるところ、現状では、領域別の標準化や実証的な知見が十分に整備できておらず、体系的な整備が行われていない。こうした状況に関して、国においては第4回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会（令和7年9月11日開催）において議論を行ったところであり、この議論を踏まえつつ、各診療領域（特に地域からのニーズや医師少数区域における医師確保の課題を踏まえ、内科、整形外科、精神科、外科、眼科、小児科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科又は総合診療の各領域）に係る学会が主体となり、実証研究を通じてエビデンスを蓄積し、各診療科の実態に即し、また地域医療の確保のための効果的なマニュアルを策定することが必要である。

本事業は、こうした課題を踏まえ、診療科偏在対策に資する遠隔医療の推進を目的として、学会による実証研究の実施、マニュアルや好事例集の作成、都道府県との連携体制の構築を支援するものである。

## 2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、次のア又はイのいずれかに該当する基本領域診療科ごとの専門的知見を有する学術団体等とする。

### ア 診療科ごとの専門的知見を有する「学術団体」

各学術団体は、事業の責任主体として、以下の役割を担う。

- ① 診療科ごとの課題やニーズを踏まえ、遠隔医療モデルを設計し、選定した医療機関で実証研究を実施する。
- ② 実証研究に必要な研修や体制整備を支援し、医療の質や安全性、患者満足度、医師負担軽減等の観点から効果を検証する。
- ③ 得られた知見を整理し、診療科特性に応じた補足事項については、統括団体（後述）が策定する共通マニュアルや好事例集に反映させる。
- ④ 都道府県や医療機関との協議を通じて連携体制を構築し、地域医療計画と整合するよう調整を行う。

- ⑤ 本事業終了後にも継続的かつ他の地域への横展開が可能となるよう医療提供を行うための必要な検討を行う。
- ⑥ 事業の実施に関してイの団体及び厚生労働省医政局医事課と必要な連携を行うとともに、協力要請に応じるよう努めること。
- ※ なお、当該団体の承認又は推薦を受けて事業の実施を依頼されていることが確認できる書類の提出がある場合に限り、基本領域学会以外の学術団体の応募も可能とするものとする。また、内科又は外科の領域については、連動研修を行いうる領域として令和8年2月時点で日本専門医機構が認定したサブスペシャリティ領域に限り、当該サブスペシャリティ領域に関する知見を有する医学・医術に関する学術団体の応募も可能とするものとする。

イ 「ア」に対して横断的な進捗の管理、支援等を行う「統括団体」

各学術団体に対して横断的に進捗の管理を行い、知見の整理や各学術団体に対する支援を行うための「統括団体」を置くこととし、当該団体の役割は以下のとおりとする。なお、統括団体は、へき地や地方を含めた地域医療の提供に係る知見や実績（オンライン診療を活用したものを含む。）を有する団体を充てることとする。

- ① 事業全体の方向性を策定し、診療科横断的な仕組みを整備し、遠隔医療運用マニュアルや好事例集の基本的な形を作成する。
- ② 各学会の実証研究を統括し、成果を整理し全体の報告書を作成する。
- ③ 厚生労働省との窓口となり、事業の進捗管理や評価を行う。

### 3. 事業の内容

本事業では、診療科偏在対策に資する遠隔医療の導入・運用を推進することを目的としているが、特に、人口減少や提供体制に係る制約等の中でも地域において必要な診療科の医療を確保することが主たる目的である。加えて、特に医師が少数の地域においては、医師等の医療従事者の確保の観点から、若手医師を遠隔で支援するといった取組も想定されるところであり、こうした取組を通じて医療の質の向上はもとより、若手医師の定着促進等につながるといった知見が得られれば、自治体や地域の大学等にとっても重要な知見となり得る。こうした社会情勢を踏まえると、遠隔医療の活用については、有効性、安全性及び地域医療における必要性を前提に、具体的には、以下のような内容の取組が主軸となり得る。

- 地域勤務をしている若手医師（地域枠医師を含む。）の支援をD to Dで行う事例
- 地域で不足する診療科の common disease や、必要な健診・保健上の指導やフォロー等について、地域の既存の体制で対応できない部分をカバーする観点でD to P (with D/N) を行う事例
- 今後、患者数が減少することが見込まれる希少な疾患や難病、高度医療を要する疾患（難病、小児がん等）等について、適切にフォローを

行う観点での D to P (with D) を行う事例

- 一 自治体等が主導して、例えば、休日・時間外診療の確保のために実施する D to P 等の事例
- 一 基幹病院からの医師派遣の代替として実施する D to P (with N) の事例（例：中核市病院⇄地方病院（診療所）の休日・夜間診療において、地方病院（診療所）の一部診療科をオンライン診療に置き換える、等）
- 一 へき地、離島等の医療資源の限られた地域で実施する事例
- 一 その他、上記に準ずる事例であって、学会等が必要と考えるもの

※ 用いる医薬品・医療機器等が、現時点で薬機法上の承認を得られていないものなど、現時点で実践することができず、研究段階の技術等を用いた実証研究に必要な経費は、本事業の補助対象外とする。

さらに、本事業においては地域における医療の確保を継続的に実現することを目的としていることから、自治体との必要な連携を図るとともに、現行の医療保険制度や公的支援等の活用や、遠隔医療に係るサービスを提供する事業者との協働（必要な委託を行うことを含む。）についても検討することが望ましい。

以上のような方向性、社会課題を念頭に、各学術団体と統括団体が連携し、以下の取組を行うこととし、2のアの団体は（1）及び（2）の一部を、2のイの団体は（2）から（4）を、それぞれ実施する。

#### （1）診療科別の実証研究

各学術団体は、診療科特性や地域の課題を踏まえ、遠隔医療モデルを設計し、都道府県、市町村等と連携し、選定した医療機関で実証研究を実施する。導入に際して必要な研修や体制整備を支援し、医療の質や安全性、患者満足度、医師負担軽減、アクセス改善等の観点から効果を検証する。得られた知見は整理した上で、診療科別の補足事項として統括団体に報告する。

なお、各学術団体は、当該団体に係る基本領域に関連する専門領域（専門研修制度におけるサブスペシャリティ領域を含む。）を担当する学術団体と必要に応じて連携し、実証研究を行うこととして差し支えない。

#### （2）遠隔医療運用マニュアルや好事例集の策定

統括団体は、各学術団体の取組や実証結果を踏まえ、遠隔医療の導入・運用に関する基本的な考え方や手順を整理し、共通の指針や好事例集としてまとめる。マニュアルには、遠隔医療を安全かつ円滑に実施するために必要と考えられる事項を含め、地域や診療科の特性に応じた運用についても記載する。

各学術団体がまとめた知見等の取りまとめは、基本的に統括団体において実施することとするが、各学術団体においても個別にマニュアル等を作成することは妨げない。

#### （3）各学術団体との連携

統括団体は、遠隔医療を安全かつ円滑に導入するための基本的な枠組

みを整理し、遠隔医療の実施にあたり必要と考えられる事項を含め、各診療科に共通して活用できる仕組みを整える。また、事業全体の方針を示し、各学会の取組を調整・統括する。

#### (4) 評価及び改善

統括団体は、実証研究の結果を定量・定性の両面で評価する。評価を踏まえ、マニュアルやモデルを随時改訂し、全国展開に向けた提言を取りまとめ、厚生労働省へ報告することで、診療科偏在対策に資する持続可能な遠隔医療モデルの構築を目指す。

### 4. 実施主体の選定及び事業の評価

- (1) 医政局長は、上記2に規定する実施主体について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす学術団体等のうち、厚生労働省医政局が設置する評価委員会による事業内容の審査を経て決定する。
- (2) 当該事業を実施した学術団体等は、当該事業の成果等をまとめた報告書について厚生労働省医政局あて提出するものとする。

### 5. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

### 6. その他

- (1) 医政局長は、必要に応じ上記3.(1)に規定する事業に係る情報の提供を求めることができる。
- (2) 医政局長は、学術団体等に犯罪又は不適正な行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的を達成することが困難であると認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。
- (3) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。